ひたちなか市議会文教福祉委員会

令和6年9月17日(火) 午前9時57分開議 議事堂第2委員会室

【付議事件】

1 議案

議案第 84号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 85号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 88号 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例 制定について

議案第 89号 高野小学校給食室増築建築工事請負契約の締結について

議案第 90号 高野小学校給食備品購入売買契約の締結について

2 請願・陳情

請願第 10号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出 することを求めることについて

○出席委員 8名

文教福祉委員会 清水健司委員長

萩 原 健 副委員長

大久保 清 美 委 員

宇田貴子委員

大 内 健 寿 委 員

山田恵子委員

北原祐二委員

海野富男委員

- ○欠席委員 0名
- ○委員外議員 0名
- ○説明のため出席した者

総務部 永 井 四十三 契約検査課長

小 室 剛 契約検査課係長

瀬 樂 将 吾 契約検査課主幹

保健福祉部 大和田 征 宏 保健福祉部長兼福祉事務所長

三 村 眞理子 国保年金課長

飛 田 和 弘 国保年金課長補佐兼国保係長

根 本 恵 子 国保年金課国保係長

横 山 幸 一 介護保険課長

佐 藤 弘 子 介護保険課長補佐

坂 本 純 子 介護保険課技佐兼係長

西 野 貴 弘 保健福祉部参事兼健康推進課長

植 田 成 昭 健康推進課長補佐兼係長

佐 藤 由 季 健康推進課技佐兼係長

佐 藤 容 子 健康推進課主幹

教育委員会事務局 箱 﨑 勝 子 教育部長

田 口 清 幸 総務課長

橘 和 典 学校管理課長

飛 田 政 則 学校管理課技佐

金 澤 幸 浩 保健給食課長

佐 藤 洋 介 保健給食課長補佐兼係長

○事務局職員出席者

議会事務局 根 本 光 恵 参事兼次長

國 谷 利 広 次長補佐

文 教 福 祉 委 員 会

令和6年9月17日(火)

午前9時57分 開会

○清水(健)委員長 皆さん、おはようございます。定刻より少し早いんですけども、皆様お そろいですので、これより文教福祉委員会を開きます。

本日の付託案件は、議案5件、請願1件、以上6件です。

審査の進め方につきましては、初めに議案を審査し、次に請願を審査したいと思います。 以上のように委員会を進めていきたいと思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に議案第84号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定 についてを議題とします。

SideBooksのホーム画面から、全議員共通、本会議、令和6年定例会、第3回9月 定例会、議案、議案第84号の順にフォルダをお開きください。

提出者の説明を願います。大和田保健福祉部長。ご説明は着座でお願いいたします。

○大和田保健福祉部長 着座にて説明のほうをさせていただきます。

議案第84号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明申 し上げます。

国民健康保険法におきましては、世帯主がその世帯に属する被保険者の資格の取得や喪失などに関する届出を行わず、または虚偽の届出をした者や被保険者証の返還に応じない者に過料を科す旨の規定が設けられております。今般、国民健康保険法が改正され、令和6年12月2日から、被保険者証が廃止となり、併せて過料を科すことのできる者の対象から被保険者証の返還に応じない者が除かれることとなりました。つきましては、この国民健康保険法の改正に伴い、ひたちなか市国民健康保険条例についても、過料を科すことのできる者の対象から被保険者証の返還に応じない者を削るなど、国民健康保険法の改正に合わせた所要の改正を行おうとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○清水(健)委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。
- ○宇田委員 ただいまのご説明の中で、削除されることになる被保険者証の返還を求める場合というのはどういう場合でしょうか。
- ○清水(健)委員長 三村国保年金課長。
- ○三村国保年金課長 保険証の返還を求めるまでには、現在2段階に分けて対応しております。 1段階目としましては、国保税の滞納が前年度分の8期中5期以上ある方に対し、有効期限が 6か月以内の短期保険証を交付しております。短期保険証を交付された方は、有効期限が到来 する前に収税課に来庁し、納税相談を受けていただくこととなっております。収税課では、納 税相談での個々の状況を勘案したその後の保険証の有効期限を決定し、保険証の更新を行って おります。

次に、2段階目としましては、1段階目を継受した後も滞納が続き、納税相談に応じるよう、

再三の通知を送付しているにもかかわらず、納期限からほぼ2年間対応していただけない方に対して、保険証の返還予告及び弁明の機会を付与する通知書を送付し、弁明の機会も設けております。それでも応答のない方に対し、保険証の返還命令通知書を送付し、保険証の返還を求めるとともに、資格証を送付しております。この資格証とは、医療機関を受診する際に、保険証の代わりに医療機関に提示するもので、医療費は一旦全額自己負担、10割負担となりますが、医療費の支払いが済んだ後、国保の窓口に特別療養費の支給申請をしていただきますと、一部負担に応じた額を支給する仕組みであります。

以上のように、滞納世帯に対しましては、収税課としっかりと連携を図りながら、適切かつ丁寧な対応に努めております。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 それで、被保険者証の返還を求める場合というのは、被保険者が滞納した場合だということが分かりました。その部分を削除するということですが、今後、被保険者が滞納した場合の対応については、どういう対応になるか、伺います。
- ○清水(健)委員長 三村国保年金課長。
- ○三村国保年金課長 12月2日以降,被保険者証の廃止に伴い,長期にわたる滞納者に対する納付を促す取組としましては,これまでの資格証の交付に変えて,特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付することとなっております。

なお、事前通知の仕組みにつきましては、今後、国から運用の詳細等が示される予定ですが、現行の資格証と同様、機械的な運用を行うことなく、納付に資する取組や、特別の事情の有無の把握等を適切に行った上で通知することとなる予定であります。

また、12月2日以降、マイナ保険証を持っている方のうち、現行の資格証に該当する方につきましては、医療機関でオンライン資格確認を行った際に、特別療養と表示され、10割負担者と分かるようになる予定であります。また、マイナ保険証を持っていない方のうち、現行の資格証に該当する方につきましても、保険証の代わりとなる資格確認書に特別療養と表記され、10割負担者と分かるようになる予定であります。

先ほども申し上げましたが、特別療養費の事前通知などにつきましては、今後、国から詳細な通知等が示され次第、収税課と協議の上、これまでどおり納税の公平・公正の観点を踏まえた上で、滞納世帯に対し適切かつ丁寧な対応を行っていきたいと考えております。

○清水(健)委員長 宇田委員。

○宇田委員 滞納した方に対する対応というのは、今後は、まだ国の通知を待ってということでしたけども、先ほどの話で、これまでは滞納した方に対して短期保険証を出して、収税課でこまめに納税相談をして、それでも滞納が続く方には10割負担の資格確認書ということでしたけども、そこまで行くのに2年以上期間を置いて、そして10割負担になるということでしたけども、今後は、さっきのお話では、マイナ保険証の方はオンライン資格確認をすればすぐに10割負担だという表示が出るということだったんですけども、猶予期間というかね、滞納したからすぐに10割負担だってなってしまうのかどうかというところは、今後、国の通知と

いうことでしたけども、市としてはどのようにその対応を考えているんでしょうか。

- ○清水(健)委員長 三村国保年金課長。
- ○三村国保年金課長 滞納した方がすぐに10割負担ということになるのではなく、現行の資格証を交付する方と同じように、最初の納付期限からほぼ2年間納付相談に応じないような方が対象になるのではないかというふうに考えております。詳細については、先ほども申し上げましたとおり、国からこれから示される予定ですので、それをもって適切に対応していきたいというように考えております。
- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 それで今後,12月2日以降は,新規の紙の保険証は発行しないということになるわけですけども,マイナ保険証を持たない被保険者が不利益を被ることがあってはならないと考えますが,いかがでしょうか。
- ○清水(健)委員長 三村国保年金課長。
- ○三村国保年金課長 マイナ保険証を持たない方に対しましては、現行の保険証とほぼ同じ大きさ、同じ内容の資格確認書というものが交付されますので、不利益が被るようなことは想定されないというふうに考えております。
- ○清水(健)委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。 これより討論を行います。討論ありませんか。宇田委員。

〇宇田委員 議案第84号 ひたちなか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について,反対の立場から討論します。

反対の理由の1つ目は、そもそも取得が義務ではないマイナンバーカードにひもづけた保険証の利用を強要するために、本来の保険証の発行を廃止することを前提にした議案であることです。反対の理由の2つ目は、保険税滞納者に対して、医療費の全額負担を強いることは引き続き行われることです。市においては、取得が義務ではないマイナンバーカードを強要するようなことがないようにすること、マイナ保険証利用者ではない被保険者が不利益を被らないようにすること、国保税滞納者に対しては、今後も生活実態に寄り添った丁寧な対応を行い、必要な医療にアクセスできないなどということがないようにすること、そもそも高過ぎて滞納せざるを得ない国保税の引下げを求めて、反対討論とします。

○清水(健)委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに賛成 の委員の起立を願います。

(賛成者起立)

○清水(健)委員長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとすること

に決定しました。

次に,議案第85号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第85号をお開きください。

提案者の説明を願います。大和田保健福祉部長。着座にてお願いいたします。

○大和田保健福祉部長 ありがとうございます。着座にて失礼いたします。

議案第85号 ひたちなか市介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでありますが、高齢者人口の増加に伴い、介護認定審査会の要介護認定に係る審査判定件数は、令和5年度は5,548件となっており、5年前に比べ約500件増加しております。今後も高齢者人口がピークを迎える2040年には、審査判定件数は1万件を超えるものと推測しております。現在、審査会1回当たり30件を目安に審査を実施しており、年間の審査会開催回数は合計で207回となっておりますが、今後現体制を維持していきますと、審査会の開催回数を増やさなければならない状況となっております。

このようなことから、適正な判定を行うことができる1回当たりの審査判定件数30件を維持していくため、現時点における高齢者人口のピークとされる2040年をめどに、合議体数の上限を現在の9から15に引き上げる改正を行うとともに、審査会の委員の定数を75人から105人に引き上げる改正を行おうとするものです。

併せて、審査会委員の任期を延ばし、審査会の運営の安定を図る必要があると考えております。このことから、審査会の委員の任期を現在の2年から3年にする旨の規定を追加する改正を行おうとするものであります。令和7年度はこの改正に基づき、合議体数を10とし、委員数70人とすることにより、審査判定を行っていく考えであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○清水(健)委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水 (健) 委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第88号 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第88号をお開きください。

提出者の説明を願います。箱﨑教育部長。説明は着座にてお願いいたします。

○箱﨑教育部長 着座にて失礼いたします。

議案第88号 ひたちなか市虎塚古墳史跡公園設置及び管理条例の一部を改正する条例制定 についてご説明申し上げます。

虎塚古墳の石室内の壁画の観覧等を行うための観覧室につきましては、現在年2回、春と秋に開館しております。これは1年のうち、石室内の温度と外気温との差が少ない時期に開館することで、石室の保存に極力影響を与えることのないように配慮しての対応でございます。近年の地球温暖化による影響を考慮し、石室を適切に保存しながら公開を継続していくため、観覧室の開館期間を柔軟に設定できるよう、期間の設定を規則に委任する改正を行おうとするものです。

議案書の3ページ,新旧対照表の左の旧の欄をご覧ください。

現在は、「3月21日から4月20日まで及び10月21日から11月20日までのうちそれぞれ10日間以内」と具体的に日付を規定しておりますが、右の新の欄で、「規則で定める期間において開館するものとする」と規則に委任しようとするものであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○清水(健)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。
- ○宇田委員 今後は規則で定める期間においてということですけども, 想定としてはどのような, 何というんですか, 期間を想定しているのか, 伺います。
- ○清水(健)委員長 田口総務課長。
- ○田口総務課長 期間の規則のご質問でございますけれども、まず、規則に委任しまして、じゃ、規則でどのような文言表記にするのかということでございますが、こちらのほうは、規則でも具体的な日付を規定するのではなくて、今のところは、毎年市長が別に定めるというふうに、またさらに外に出すような規定を考えてございます。具体的には、例年、年末に翌年の春と秋の分の公開期間を史跡保存対策委員さんの意見をお伺いしながら、現在も聞いてございます。それの枠が今は規定された日にちの中でしか設定ができないということでございますが、今後はその意見を聞きながら、特に期限を定めませんので、カレンダーの暦の具合ですとか、休日の具合を考慮しながら、もう少し気温が落ち着いている期間に定めていくということになるかと思います。
- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 それで、今後の見通しとして、旧で定めた期間から大きく動くような想定というのはあるんでしょうか。
- ○清水(健)委員長 田口総務課長。
- 〇田口総務課長 気候の変動によりますけれども、急に気温がすごく上がるとか、そういうことはありませんので、徐々に徐々に状況を見ながら、恐らく今やっている3月のものは、3月20日となっていますが、それはちょっと早まるだろう。11月のものについては、恐らく後ろに行くということを想定してございます。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 それで、今後の市民に対する周知の仕方というのは、これまでと変わってくるということなんでしょうか。
- ○清水(健)委員長 田口総務課長。
- 〇田口総務課長 現在も市報,あるいはホームページ,あとは市長の記者会見等で具体的な日にちをお示しをしてございます。それについては、今後も変わらずやっていくつもりでございます。
- ○清水(健)委員長 ほかに質疑ありませんか。大内(健)委員。
- ○大内(健)委員 今回のこの条例の変更に伴うのは、やっぱり気候変動の影響が大きいのかなという説明に何か感じたんですが、現在、石室の中の傷み具合とか、そういったものもやはり深刻的といいますか、そういうものが感じられる状況なんでしょうか。
- ○清水(健)委員長 田口総務課長。
- ○田口総務課長 石室でございますが、専門家の方に言わせると、ポイントになるのは温度が一番気を使っているということでございます。温度、湿度もあるんですけど、特に温度を気にしているということでございます。現在、開館する前、開ける前に専門家の方にチェックをいただいて、大体8日間程度開けるわけですけど、終わった後にまた専門家の方にチェックをしていただいて閉じるということを春と秋、やっていますけれども、若干カビ等が見られて、それはきれいに補修というか、除去をして作業をしてございます。専門家の方からは、同時期に発見されました奈良の高松塚古墳よりはすごくいい状態で保存されていると。今年でほぼ50年を迎えますけれども、このような状態で保存されているのはほかになかなか見当たらないということで、高い評価を受けてございます。
- ○清水(健)委員長 大内(健)委員。
- ○大内(健)委員 より一層,現状のまま保存していただけるようにお願いをしたいと思います。それで、今回、開覧といいますか、開ける期間が不定期にはなってくるわけですよね。今まで県内外から大変数多くのお客様といいますか、見たい方がいらっしゃったと思います。やはり今回、不定期になってくるということで、告知とか、そういったものをしっかりしていかないと、やはりわざわざ来られる方にご迷惑をかけてしまうという状況が出てきちゃうと思うんですね。そういった対策はどのようにお考えになっていますでしょうか。
- ○清水(健)委員長 田口総務課長。
- ○田口総務課長 委員ご指摘のとおり、保存と活用というのは、車の両輪でございまして、適切な保存があった上で、それを多くの方にご覧いただくというのが重要なのかなというふうに考えてございます。今後も時期はずれてはきますけれども、今までもジャストでこの日というのを設定していたわけではないので、告知というのは、今までも必要でしたので、それは引き続き力を入れて、遺漏のないようにやってまいりたいと考えております。
- ○清水(健)委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水 (健) 委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第89号 高野小学校給食室増築建築工事請負契約の締結についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第89号をお開きください。議案のほかに補足説 明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。箱﨑教育部長。着座にてご説明ください。

○箱﨑教育部長 着座にて失礼いたします。

議案第89号 高野小学校給食室増築建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。 高野小学校給食室増築の建築工事につきましては、一般競争入札の結果、落札者となりました横建・井上特定建設工事共同企業体と契約金額2億1,252万円で請負契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた 状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を少なく するため、調理場のドライシステム化を推進しております。今回の契約につきましては、衛生 的な調理環境の下で、より安全で安心な給食を提供するため、ドライシステム対応の給食室の 整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和7年9月からの給食開始を目指し、令和7年7月15日までを契約期間としているところであります。

説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○清水(健)委員長 それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。大内(健)委員。
- ○大内(健)委員 今回,高野小学校の給食の備品室のドライシステムの整備なんですが,本市の学校施設に関してですが,大変老朽化が激しいといいますか,進んでおります。その中で給食室を中心に,こういう工事入札等を行っているところですが,今回,高野小学校を行って,本市の給食室に関してですけど,給食室の工事というのは,大体めどが立ってきているんですか。その進捗状況をお伺いしておきたいと思います。
- ○清水(健)委員長 橘学校管理課長。
- ○橘学校管理課長 ご指摘のとおり、順調に改修のほうが進んでおりまして、今後の予定でご

ざいますけれども,来年度は市毛小学校と田彦中学校,令和8年度は堀口小学校の開始を予定 いたしてございます。

- ○清水(健)委員長 大内(健)委員。
- ○大内(健)委員 あと数校残って、給食室が終わるんですが、この給食の関連でご質問いた しますけど、今、給食センターがありますよね。今後給食センターの役割というのはある程度 見えてきてしまうと思うんですが、そういうお考えは今後どういうお考えをお持ちになってい ますでしょうか。
- ○清水(健)委員長 金澤保健給食課長。
- ○金澤保健給食課長 給食センターにつきましては、現状のところ、来年度予定しています2 校につきましては、配送が必要ということなのでそのまま継続して、その後につきましては、 一応解体のほうを予定はしております。
- ○清水(健)委員長 それで、ほかに質疑ありませんか。宇田委員。
- ○宇田委員 入札の方法が一般競争入札ということなんですけれども、特に何というか、条件 というのは全くなしでということだったんでしょうか。市内に営業所があるとかなんとかとい う、条件なしの一般競争入札ということでしょうか。
- ○清水(健)委員長 永井契約検査課長。
- ○永井契約検査課長 今回の公告の内容でございますが、まず、特定建設工事共同企業体の代表構成員にあっては、名簿における建築一式工事の総合点数が700点以上のもの、かつ建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を有しており、同法第19条の2に規定する現場代理人及び監理技術者で国家資格を有する者を専任で配置できること、それと今回のJVの代表構成員以外の構成員にあってはこの名簿の点数が620点以上のもので、監理技術者、国家資格を有する主任技術者を専任で配置できるものという内容で公告をしております。

結果としまして、代表構成員、JVのほうの代表のほうですね、そちらが市内Aランクですと 1 1社、代表構成員以外では 2 2社、こちらの組合せになりますので、最大 1 1 J V が参加できる業者という形になっております。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- 〇宇田委員 そうしますと、最大11 I V が参加できる一般競争入札だったけれども、この入札に参加したのがこの3 社だったと、3 I V だったという理解でよろしいでしょうか。
- ○清水(健)委員長 永井契約検査課長。
- ○永井契約検査課長 すみません。先ほどの説明で、代表構成員のほう、市内の業者に限って おりますと説明が漏れました。結果として、3社の応札があったという形になっております。
- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 分かりました。じゃ、一般競争入札であっても、名簿上をやっぱり市内の業者が優先されているという名簿になって、そこからの一般競争入札だという理解でよろしいでしょうか。
- ○清水 (健) 委員長 永井契約検査課長。

- ○永井契約検査課長 そのとおりです。
- ○清水(健)委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。 これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水 (健) 委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に、議案第90号 高野小学校給食備品購入売買契約の締結についてを議題とします。

各議案のフォルダに戻っていただき、議案第90号をお開きください。議案のほかに、こちらも補足説明資料がありますので、併せてご覧ください。

それでは、提出者の説明を願います。箱﨑教育部長。着座にてご説明をお願いします。

○箱﨑教育部長 失礼いたします。

議案第90号 高野小学校給食備品購入売買契約の締結についてご説明申し上げます。

高野小学校の給食備品の購入につきましては、指名競争入札の結果、落札者となりました三 英物産株式会社と契約金額1億1,550万円で売買契約を締結しようとするものであります。

本市の学校給食施設におきましては、先ほども申し上げましたとおり、学校給食衛生管理基準に基づき、調理場の床を乾いた状態で使用することで室内の湿度を低く保ち、細菌の繁殖を抑え食中毒の発生要因を少なくするため、調理場のドライシステム化を推進しております。

今回の契約につきましては、1日最大800食の調理能力を備えた給食室を整備するため、 ドライシステム対応の調理機器、厨房設備の整備を行うためのものであります。

契約期間につきましては、令和7年9月からの給食開始を目指し、令和7年8月27日までの契約期間としているところであります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○清水(健)委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。宇田委員。
- ○宇田委員 ちょっと契約のことがあまり不勉強なので教えていただきたいんですけども,入 札状況で1回目と2回目があってということなんですよね。この状況は,どういう状況でこう いうふうになったのか,お伺いします。
- ○清水(健)委員長 永井契約検査課長。
- ○永井契約検査課長 こちら、書取書にあります1回目と2回目の部分でございますが、まず 1回目に入札を行いまして、金額が出そろった段階で、予定価格を下回る金額がなかったとい う状況になりました。この場合、この状況を皆さんにお知らせして、再度2回目の入札を行う

という形になります。その結果としまして、2社は応札があって、その他は辞退、または応答なしの不着という結果になりまして、最終的に1社、予定価格を下回る形になって、今回落札という形になっております。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 そうしますと、第1回目、開けたときに、予定価格を下回るところがなかったということですけども、それぞれが幾ら示したかというのは、皆さんに分かる状況になっているんでしょうか。
- ○清水(健)委員長 永井契約検査課長。
- ○永井契約検査課長 1回目の結果は皆さんにお知らせする形になっております。
- ○清水(健)委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 質疑なしと認め、質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本案は原案のとおり可決すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水 (健) 委員長 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものとすることに決定しました。

次に, 請願の審査を行います。

今回,新たに付託されました請願第10号 脳脊髄液減少(漏出)症医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求めることについてを議題とします。

SideBooksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年9月17日、配付資料、請願第10号の順にお開きください。

事務局職員に朗読させます。國谷次長補佐。

(事務局朗読)

- ○清水(健)委員長 何かご意見等ありましたら発言を願います。宇田委員。
- ○宇田委員 今回,私もこの請願を受けて,初めて脳脊髄液減少症という病気があるということを知りまして,いろいろ調べてみたわけですけれども,実際にこういう患者がいるのに,症状が出た患者がいるのに治療体制や制度が追いついていないということで,非常に深刻な実態があるんだなということを実感しました。
- 1つ, ちょっと執行部の方にお聞きしたいのは, 本市にこの患者はいるのかどうか, 分かれば教えてください。
- ○清水(健)委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。
- ○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 ただいまの脳脊髄液減少症というこの疾病につきまし

て、県の疾病対策課のほうに確認をした中で患者数を把握しているのか、伺いましたけれども、 診断基準というものがまだ決まっていないため、国、県、ましてや市町村レベルで患者数の把 握は難しいということでありました。したがいまして、市内の患者数の把握は、現在のところ できておりません。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- ○宇田委員 そうは言っても、例えば市民の方から問合せがあったりとか、あるいはめまいがするんだけど、いい病院がないんですみたいな、そういう問合せがあった場合に、市としては ――そういう問合せがあるのかどうかということと、問合せがあった場合の対応について、どのような対応をお考えなのか、伺います。
- ○清水(健)委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。
- ○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 こちらの脳脊髄液減少症につきまして、その病気についての問合せにつきましては、長くいるベテランの保健師にも確認をいたしましたが、これまでにそういった確認等、問合せ等はないということであります。

私も今回,こういった請願を受けて,こちらの病気を少し調べてみましたけれども,やはり 特に子どもさんなんかにも非常に多いということで,思春期に多い自律神経失調症であったり, また起立性調節障害,また心因性と誤診されるようなこともあるといったことでしたので,一 方で,こういった病気があるということは,市のほうでもそういった周知はしていく必要はあ るのかなというふうに思っています。

特にこの脳脊髄液減少症につきましては、県のホームページに11の医療機関が掲載されております。県のほうで治療が可能かどうか、アンケート調査をした結果、公表して同意が得られた病院11ということで、この近くであれば済生会病院や日立市にある日立総合病院などが入っておりまして、あとは、残りは大体つくばとか土浦、大学病院になっておりましたけども、そういったところを紹介することになるのかなというふうに思っております。

- ○清水(健)委員長 宇田委員。
- 〇宇田委員 分かりました。それで、今のお話の中でも、子どもにも多いということとか、あと請願者の趣旨の中にも、「不登校の子どもの中には」というような文言がありますけれども、本市では、学校教育の中で、この病気についての対応とか、養護の先生たちの認識というのはどういう状況なのか、お伺いします。
- ○清水(健)委員長 金澤保健給食課長。
- ○金澤保健給食課長 ただいまの質問なんですけれども、一応学校のほうを確認しました。市のほうにも、県を通して、やはりスポーツとかで外傷を負ったときにそういうふうなことが発症することが考えられるということで、その病気に対しましては学校のほうに通知をしまして、養護教諭のほうにも理解をしていただくように働きかけはしております。
- ○清水(健)委員長 ほかにご意見等ありましたら、ご発言お願いします。萩原委員。
- ○萩原委員 大変な治療にご苦労されているということであり、改善できるところはすぐにで も体制整備をお願いしたいところであるんですが、先ほどご説明いただいた中に、この県のホ

ームページに11件の病院,私も見ましたけれども,載っているということで,これ請願のところの1番に,「専門医のいる拠点となる病院を1か所確保するように」ということを県に求めると書いてあるんですが,この11の医療機関の中には,専門医が1人もいないということでしょうか。

- ○清水(健)委員長 西野保健福祉部参事兼健康推進課長。
- ○西野保健福祉部参事兼健康推進課長 現在この専門医についてですが、厚労省の研究班がこの疾病の統一的な診断、あるいは治療のガイドラインというものを現在策定中とのことであります。現在も研究班により研究中であるということで、専門医制度は立ち上がっていないということで、専門医と、何々の病気の専門医と一般的に言われる専門医はいないということであります。ただ、ネットなんかでいろいろ拝見しますと、専門医ではないけれども、同程度に治療ができるドクターは全国でも10人弱いるというようなことを記載しているところもございます。ですので、この理論からすると、この11には専門医はいないということになるのかなというふうに思っています。
- ○清水(健)委員長 大内(健)委員。
- ○大内(健)委員 ただいま執行部のほうから説明をいただいて、同僚議員の質問の内容もあったんですが、私が請願者からヒアリングした話によりますと、茨城県がホームページで示している脳脊髄液減少症の診察が可能な医療機関一覧という病院が出ているわけなんですが、その病院のほとんどが治療や診断、検査経験がないのが実態ということなんです。しかも、美浦中央病院を除いては自由診療になってしまうと。しかし、美浦中央病院でも、ブラッドパッチの実績はとても少なく、ブラッドパッチ以外は専門知識がないので、今後の経過や継続的な面倒は見ることができませんということです。実際にその息子さんも積極的に診られないと断られているそうです。ブラッドパッチは脊髄に対する施術で、患者は体の麻痺が後遺症状として残ることを覚悟しながらブラッドパッチを受けていると。実際このお子様はそういう状況なので、ふだんずっと寝たきりの息子さんを約900キロも離れた病院に連れて行っていると。新幹線内でも、横になれる多目的室を使い、横になりながらの移動になると。全国でも関西地方で4人の医師にしかできない治療なので、行くしかありませんとおっしゃっています。昨年の夏にも、県に誘致を検討してほしいということを言っているそうですが、やはりこういった状況が実際、現実的にあるということを意見として述べさせていただきます。
- ○清水(健)委員長 ほかにご意見等があれば……

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 暫時休憩します。

午前10時46分 休憩

午前10時46分 再開

○清水(健)委員長 それでは、再開いたします。

それでは、これより討論を行いたいと思います。討論ありませんか。海野委員。

○海野委員 請願第10号 脳脊髄液減少(漏出)症の医療改善を求める意見書を国及び茨城県に提出することを求めることについて、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

脳脊髄液減少症は、まず明らかな原因がない突発性、交通事故やスポーツ、日常生活での転倒、暴力などの外傷性、脊椎手術、腰椎穿刺――これは液を取る場合ですね、注射器から。あとは、整体治療など医原性などが原因で発症され、脳や脊髄を包んでいる硬膜やくも膜に裂け目が生じて、脳脊髄液、髄液が漏れ出して起きるとされています。主な病状は、頭痛、倦怠感、めまい、耳鳴りなど。潜在患者数は国内で数十万人と推定されているが、診断基準や治療法は確立されていないのが現状だそうです。

以上のことから、私はこれは採択すべき請願であると思います。以上です。

○清水(健)委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 討論なしと認め、討論を終了します。

それでは、これより採決します。本件は採択すべきものとすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水 (健) 委員長 異議なしと認め、本件は採択すべきものとすることに決定いたしました。 ただいま採択すべきものとされました請願第10号について、請願書に添付されている意見 書(案)を参考にして、委員会として議案の提出をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしと認め、この意見書(案)を基に委員会として議案の提出をしたいと思います。議案の提出者は、文教福祉委員会委員長の清水健司です。

以上で請願の審査を終了します。

執行部の皆様は退席して結構です。

(執行部退席)

○清水(健)委員長 次に、閉会中の所管事務調査について協議したいと思います。

12月定例会までに行う所管事務調査の案件について、委員の皆様から何かご意見等あればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(「正副一任」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 ただいま,正副一任というご発言をいただきましたがよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、異議なしと認め、次期定例会までに開催するかどうかも含めて、具体的な案件について、正副委員長にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

一応, あらかじめ日程(案)について協議させていただきたいので,第1候補日としまして

は、10月25日(金曜日),これは午前中でいかがでしょうか。ご予定の確認をお願いいた します。ご都合悪い方がいらっしゃれば、お願いいたします。10月25日(金曜日)です。 よろしいですかね。10時の予定です。

皆さん、大丈夫ですということですので、それでは、10月25日(金曜日)午前10時からを予定をさせていただきたいというふうに思います。

開催等については、具体的には、予定通知等でお知らせをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

SideBooksのホーム画面から、全議員共通、常任委員会、文教福祉委員会、令和6年度、令和6年9月17日、配付資料、継続調査申出書(案)を順にお開きください。

事務局職員に説明をさせます。國谷次長補佐。

○國谷次長補佐 それでは、閉会中の継続調査申出書(案)についてご説明いたします。

閉会中の委員会活動を可能とするため、会議規則第111条の規定により、継続調査の申出 を提出しているところでございます。

案件といたしましては、福祉行政について、教育行政についてということで、文教福祉委員 会の所管している事務を広く拾えるような形で案を作成しております。

委員の皆様の了解が得られれば,このような形で本会議最終日に提出させていただきます。 説明は以上でございます。

○清水(健)委員長 ただいま説明のありました閉会中の継続調査申出(案)につきまして、何かご意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 なしということですので、それではこの原案のとおり提出したいと思います。 異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 異議なしということですので、本案を本会議最終日に提出させていただきます。

次に、その他に入ります。何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○清水(健)委員長 特になきようですので、以上で本委員会に付託されました案件は全て終了しました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

午前10時54分 閉会